

平成 22・23・24 年度に実施する船舶の修繕に関する技術審査について

公募 第 1 号

平成 22 年 1 月 6 日

支出負担行為担当官

第十管区海上保安本部長 澤井 弘保

次のとおり、技術審査申請を受付（公募）します。

1. 当該公募の概要

本件は、当管区本部が発注する船舶修繕の受注を希望する事業者（参加者）を公募するものです。

参加を希望する事業者は、所定の様式により申込みを行い、当管区が平成 22・23・24 年度に発注する修繕を受注するために必要な要件を満たしているか否かの技術審査を受けていただいたうえで、審査に合格した場合は船舶修繕の調達に関し参加が可能となるものです。

2. 参加申込者の技術審査

(1) 別表の「技術審査の区分」により審査を行います。

(別表の技術審査の区分に該当する当管区所属船艇は、別表 1 のとおり)

(2) 定期公募による技術審査

平成 22・23・24 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）（以下、「新資格」という。）の審査時期にあわせ募集を行い、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」による技術審査を行い、合否を決定します。

(3) 定期公募以外の技術審査

上記 2. (2) の審査時期に参加申込みができない事業者にあつては、次の定期公募までの期間において「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」に従い随時申込み受け付け、技術審査を実施し合否を決定します。

下記7. に同じ

※ 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 申請に必要な提出書類

① 技術審査申請書（船舶修繕）

② 国土交通省競争参加資格に冠する書類

a. 定期公募の場合

a) 旧資格を有する者は、「平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）決定通知書」の写し

b) 旧資格を有しない者は、「平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）決定通知書」の写し

b. 随時審査の場合

a) 新資格を有する者は、「平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）決定通知書」の写し

b) 旧資格のみを有する者は、「平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）決定通知書」の写し

c) 新資格・旧資格ともに有しない者は、「平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格申請書」の写し

③ その他支出負担行為担当官が必要と認める書類

7. 申請手続に関する問い合わせ先

〒890-8510 鹿児島市東郡元町4番1号

第十管区海上保安本部 警備救難部船舶技術課 管理係

電話 099-250-9800（内線 2313）

8. その他

技術審査に合格した場合でも、修理を行う船舶の修繕仕様書に定める回航日数等の条件によって受注できる船舶が限られる場合があります。

別表 技術審査の区分

技術審査の区分	船舶の区分	申請に必要な資格
巡視船Ⅰ類甲(鋼)A	ヘリコプター2機搭載型巡視船	A
巡視船Ⅰ類甲(鋼)B	ヘリコプター1機搭載型巡視船	B
	3500トン型巡視船	
	3000トン型巡視船	
	2000トン型巡視船	
巡視船Ⅰ類乙(鋼)	1000トン型巡視船(しれとこ型、あそ型を除く)	B
巡視船Ⅰ類(軽合金)	1000トン型巡視船(あそ型に限る)	B
巡視船Ⅱ類(鋼)	1000トン型巡視船(しれとこ型に限る)	B
	500トン型巡視船	
	350トン型巡視船(とから型を除く)	
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	350トン型巡視船(とから型に限る)	B
	180トン型巡視船(つるぎ型を含む)	
巡視船Ⅱ類(軽合金)B	特130トン型巡視船(たかつき型に限る)	C
巡視船Ⅱ類(消防船)(鋼)	消防船	B
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	35m型巡視艇(まつなみに限る)	C
	30m型巡視艇(あそぎり型を除く)	
巡視船艇Ⅲ類(鋼)	特130トン型巡視船(たかつき型を除く)	C
	35m型巡視艇(まつなみを除く)	
	30m型巡視艇(あそぎり型に限る)	
	23m型巡視艇(なつぎり型に限る)	
	20m型巡視艇	
	15m型巡視艇	
巡視艇Ⅲ類(軽合金)	23m型巡視艇(なつぎり型を除く)	C
	特23m型巡視艇	
巡視艇・ 特殊警備救難艇Ⅲ類(鋼)	消防艇	C
	放射能調査艇(きぬがさを除く)	
放射能調査艇Ⅲ類(軽合金)	放射能調査艇(きぬがさに限る)	C
特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)	監視取締艇	C
	警備艇	
測量船・航路標識業務用船Ⅰ類(鋼)	大型測量船	B
	航路標識測定船	
測量船・航路標識業務用船Ⅱ類(鋼)	中型測量船	C
	設標船	
	灯台見回り船(ずいうんに限る)	
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	20m型測量船	C
	23m型灯台見回り船	
	17m型灯台見回り船	
	15m型灯台見回り船	
測量船Ⅲ類(軽合金)	10m型測量船	C
特殊警備救難艇・灯台見回り船 ・実習艇Ⅲ類(FRP)	監視取締艇	C
	12m型灯台見回り船	
	10m型灯台見回り船	
	A型実習艇	
	C型実習艇	

※ 「申請に必要な資格」が別表によることができない場合、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」(平成13年1月6日 国官会第22号)第29条第2項及び第3項により申請先に技術審査を申請することができる。
 なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に申請することとする。

別表1

技術審査の区分	船舶の区分	申請に必要な資格
巡視船Ⅰ類甲(鋼)B	ヘリ1機搭載型巡視船(おおすみ・はやと)	B
	2000トン型巡視船(あかいし)	
巡視船Ⅰ類乙(鋼)	1000トン型巡視船(さつま・こしき)	B
巡視船Ⅱ類(鋼)	500トン型巡視船(せんだい)	B
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	350トン型巡視船(とから)	B
	180トン型巡視船(かいもん・きりしま)	
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	30m型巡視艇(いそなみ)	C
巡視船艇Ⅲ類(鋼)	特130トン型巡視船(たかちほ)	C
	30m型巡視艇(あそぎり)	
	20m型巡視艇 (さつかぜ・しろかぜ・さくらかぜ・くまかぜ・なつかぜ ・ひこかぜ・さつき・はつぎく・ほこかぜ・るりかぜ・うけ ゆり)	
測量船・航路標識業務用船Ⅱ類(鋼)	灯台見回り船(ずいうん)	C
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	20m型測量船(いそしお)	C
特殊警備救難艇・灯台見回り船 ・実習艇Ⅲ類(FRP)	監視取締艇(へらくれす・ばるさあ)	C

参考:「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」4.(4)

「申請に必要な資格」が「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査基準」別表によることができない場合、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」(平成13年1月6日 国官会第22号)第29条第2項及び第3項に該当する場合は当該修繕船舶の所属する管区の船舶技術部長等に技術審査を申請することができる。なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に申請することとする。